

2025年度  
事業計画

社会福祉法人おおつ福祉会

## おおつ福社会 わたしたちのめざすもの

「社会福祉法人おおつ福社会」は、障害のある人や家族の願いをもとに、地域の多くの団体や個人が集まり、障害のある人の願いをかなえるために、1990年に設立されました。

わたしたちは

障害の種別や軽重に関わりなく、一人ひとりが大切にされる取り組みを進めます。

わたしたちは

障害のある人やその家族など多くの関係する人たちが参加する共同の事業として運営を進めます。

わたしたちは

障害のある人やお年寄りが、地域のなかで安心して働き暮らせるように取り組みを進めます。

わたしたちは

市民の理解と協力をもとに、福祉の充実をめざして、運動を進めます。

わたしたちは

全国のすぐれた経験に学び、研究や研修活動を積極的に進めていきます。

## はじめに

今年度は、おおつ福祉会の第4期中期計画にもとづいて、伊香立の杜内に個別の配慮が必要な方のための新たなグループホームとして、きのこタケノコを大津市の市単補助や国庫補助を受けて建設した。強度行動障害のある人が安心して暮らし、地域の方々とつながりを大切にしながら、この事業を軌道に乗せる必要がある。

2024年度の報酬改定では、生活介護では報酬が上がってはいるが、本体報酬が減額され、各種加算の比重が大きくなった。また、日払いから時間払いへの移行があり、事務量がさらに増えた。報酬改定の水準も不十分であり、引き続き日払い等制度の問題について行政及び国へ伝えていく必要がある。

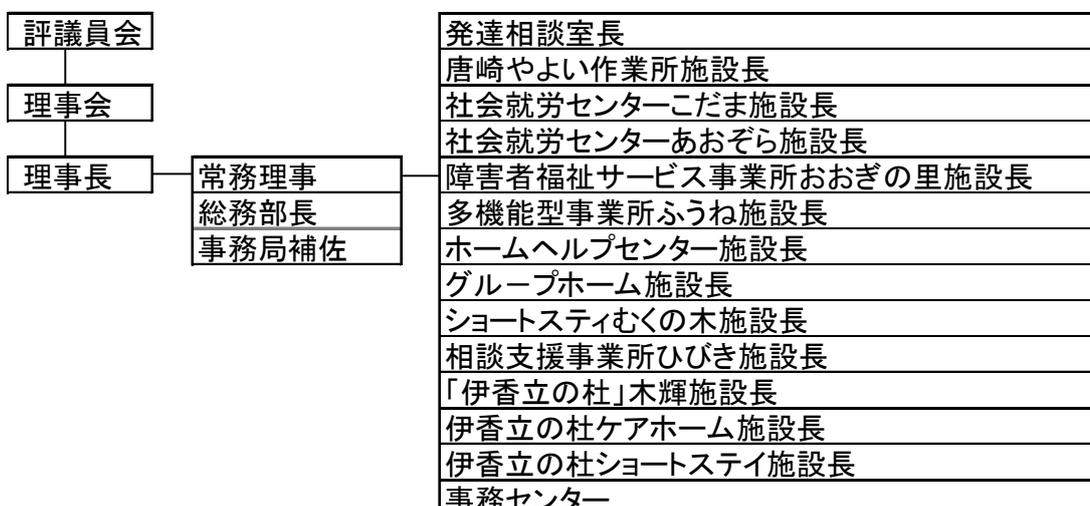
## 法人の重点課題について

今年度、おおつ福祉会全体としては、下記のことを重点的に取り組む

- (1) 第4期中期計画を進めるうえで、新設のきのこタケノコの運営を軌道に乗せる。
- (2) 新任・中堅職員の研修、発達の視点をもった研究活動を具体化させ、人材育成につなげる。
- (3) 大学・短大・専門学校等との連携を深め、学生実習、インターンシップ、見学等を積極的に受け入れ、人材確保につなげる。引き続き、法人の求人活動に広報等を通じて取り組む。
- (4) 法人運営の安定をめざし、組織・運営の合理化等、事業の再編をすすめる。
- (5) 職員の働き方を見直し、時間外労働の縮減、有給休暇の計画的取得をすすめる。ICT化を進めるなど、業務の効率化をはかる。
- (6) 感染症・災害対策では、事業継続計画(BCP)をベースに対応をすすめるとともに、計画の見直しや訓練を実施する。
- (7) 話し合いを軸に、相互に人格を尊重しあう組織運営に努めるとともに、人権擁護・管理運営の相互点検・交流に努める。
- (8) 秋フェスタ(こだままつり)や各事業所のイベントを開催し、ボランティア参加を含め、地域との交流を通じて障害理解を広げる。
- (9) 利用者の自己表現活動として芸術活動の普及をはかる。
- (10) 「障害者権利条約」の具体化に向けた運動をすすめる。きょうされん国会請願署名をはじめ、各団体と連携し、社会保障の充実をめざした運動をすすめる。

## おおつ福祉会の組織について

1. 2025年度のおおつ福祉会の組織は次のとおりとする。



## 2. 機関会議等の位置づけ

会議名	位置付け	開催頻度	主宰者
評議員会	法人の最高議決機関。 重要事項(理事監事の選任・決算承認・定款変更・基本財産の処分等)の決定。	6月、12月	理事長
理事会	法人の業務執行の決定機関。	5月、8月、11月、3月、全4回 臨時	理事長
施設長会議	法人の基本的方針についての具体的な推進のための協議機関。 (1) 理事会より付議された事項。 (2) 理事会に提案する事項。 (3) 法人の運営管理及び事務手続きに関する事項。 (4) 施設間に渡る施設運営の基本的方針に関する事項。 (5) 施設間に渡る調整が必要な施設の運営に関する事項。 (6) 施設間に渡る主任者会議、研究研修会議等、各種会議に関する事項。 (7) 施設における業務の執行状況に関する事項。	月2回	事務局
事務局会議	(1) 施設長会議・理事会議題整理 (2) 人事関係 (3) 法人内課題情報共有	月1回	常務理事
主任者会議	(1) 各施設の取り組みの枠組み(個別支援計画の様式等)に関する企画、各施設の取り組みの情報の交流。 (2) 利用者の状況に関する情報の共有。 (3) 施設間に渡る行事等の実施に関する事項。 (4) 各施設に共通する生活支援員や作業指導員等に対する指導等に関する事項。 (5) その他必要な事項であって、各施設間において連絡調整を要する事項。 (6) リスクマネジメント会議。	月2回	担当施設長
発達相談室	(1) 年間を通して発達の視点をもった実践の研究・検証。 (2) 新任・中堅職員の育成をめざした、学習や研修の機会を設定。	月1回	発達相談室
研究・研修部	(1) 法人の実施する研修に関する企画・運営。 (2) 年報の編集・発行。 (3) 研究・研修に関する資料・情報の収集と提供。 (4) 研究・研修に関する個人計画への援助。 (5) 研究活動の推進。 (6) その他、研究・研修に関する活動。	月1回	発達相談室 担当施設長
事業企画部	(1) 中期計画の現状把握や次期中期計画を立てるための課題整理。 (2) 次世代育成のための研修。	月1回	事務局

広報会議	(1) リーチの編集・発行。 (2) 人材の確保に関する資料作成、宣伝。 (3) SNS管理運営	月 1 回	担当施設長
居宅会議	(1) 居宅事業所間での情報交換・共有・検討。 (2) 生活支援の今後の方向性について。 (3) キーパー及びヘルパーの学習について。	月 1 回	担当施設長
日中会議	(1) 日中事業所の情報交換と課題整理。 (2) 日中事業所の今後の方向性について。	隔月	担当施設長
給食会議	(1) 給食に関する課題の整理と調整を行う。	年 5 回	担当施設長
美術会議	(1) ing 展など展覧会への出展作品の選出。 (2) 展覧会の企画。 (3) 各事業の美術活動の状況確認。	適宜開催	担当施設長
虐待防止委員会・身体拘束適正化検討委員会	(1) 利用者の安全と人権保護の観点から虐待防止の推進。 (2) 虐待事案に関する対応。 (3) 利用者への身体拘束等の廃止、事例の検討。	月 1 回	発達相談室
ハラスメント防止・コンプライアンス委員会	(1) ハラスメント防止の推進と事案への対応。 (2) コンプライアンス遵守の取り組み。事案への対応。 (3) 労働安全衛生に関する事項。	年 1 回以上	常務理事
BCP委員会	(1) 自然災害、感染症 BCP に関する事項。 (2) 自然災害、感染症に関する研修、訓練の実施。	年 1 回以上	担当施設長

### 発達相談室

月 1 回の会議を基本とする。

- (1) 発達の視点をもった事例検討会を行う。
- (2) 経験年数・雇用形態に応じた研修を具体化させていく。→全職員対象
- (3) 法人の積み上げてきた実践（発達保障）の検証・研究を行う。
- (4) 年間を通して学習会、研修を実施する。
- (5) 精神科医師による事例検討会を実施する（2 ヶ月に 1 回）。

### 研究・研修部

- (1) 新任・中堅研修 7月5日（土）午前：各テーマ、午後：グループワーク。
- (2) 人権研修 11月15日。
- (3) 研究集会 2026年2月28日。
- (4) 中堅研修 グループワーク。
- (5) 新任フォローアップ 系統的に基礎学習を積んでいく。
- (6) 着任者研修 4月11日。
- (7) 研修部自らが、現場の実践の軸となれるための基礎的な学習（発達の理論、人権研修テーマを決めたグループワーク等）を重ねていく。

### 事業企画部

月 1 回の会議とする。6月から開始する。

- (1) 次期中期計画（第5期）のために各事業所の現状を把握し、中期・長期的な法人の課題を探る。
- (2) 若手職員の育成（次期リーダーや主任、管理者育成につなげる）を目的とする。
- (3) 必要な研修を計画する。

## 広報会議

- (1) 法人SNSの管理運営または活用についてすすめていく。
- (2) 広報誌「リーチ」の編集発行を定期的に継続していく。
- (3) 法人シンボルマークの応募をすすめていく。
- (4) 人材確保につながるような法人の魅力や取り組みについて、外部への宣伝・アプローチを検討・実施していく。

## 3. 採用活動

人材不足に対応をしていくため、計画的に採用活動を進めていく。

- (1) 学生や求職者の就活時期を見越した採用活動のスケジュールを立てる。
- (2) 就職フェアは、福祉のお仕事、きょうされん合同説明会等の福祉分野を対象にしたものに参加していく。
- (3) 介護人材センター、ハローワークの求人サイトを適宜活用し、担当者と情報交換を行う。
- (4) 求人チラシポスティングや横断幕、SNS、職員紹介等、法人独自の求人情報発信を継続していく。
- (5) 大学教員や専門学校の福祉系教育機関との連携を強め、求人活動をともに検討していく。
- (6) 各事業所の見学会やイベントのボラ参加等で学生や地域とつながる取り組みを検討する。

## 他の組織との連携

### 1. おおつ福祉会家族会連合会

法人に最も近い団体として、障害者施策等の情勢を共有し、連合会を通じて、家族からの要望を受けとめ、年1回、法人役員と協議する場を設ける。

### 2. おおつ福祉会後援会

おおつ福祉会の応援者を増やすとともに障害者福祉の向上をめざして連携し、後援会組織の強化に協力する。運営委員会に役職員を派遣して法人との連携を密にする。会員の拡大に協力する。

### 3. きょうされん

国会請願署名、賛助会拡大等を通じて国や自治体へ障害者施策の拡充を求める。事業活動においても販売拡大を通して利用者の工賃アップをめざす。賛助会拡大、署名、販売事業を地域との交流をはかる手立てとする。人材育成として各種研修に参加するとともに、委員会・部会に積極的に関わる。滋賀支部として対県交渉、大津湖西ブロックとして対市交渉に参加する。滋賀支部の役職を担い支部運営に寄与する。

### 4. 各団体との連携

次の各団体とは、全事業所または個々の事業所単位で加盟し、障害者福祉の向上のためにそれぞれの団体の事業に協力する。

- ・ 大津市障害者福祉施設協議会(大福協)
- ・ 大津市障害者の生活と労働協議会(OSK)
- ・ 特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター
- ・ 滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会
- ・ 滋賀県児童成人福祉施設協議会
- ・ 滋賀県社会就労センター協議会
- ・ 滋賀県中小企業家同友会
- ・ 障害者の生活と権利を守る滋賀県協議会

## 5. その他の団体

障害福祉団体だけでなく、介護福祉・児童福祉の分野の団体や法人との連携を探る。

## 各事業所計画

各事業所の事業計画は次のとおりとする

### 1. 唐崎やよい作業所

- (1) 契約者数26人でやよいの将来構想を踏まえて新規受け入れは検討する。
- (2) 生活介護事業所として利用者の日中活動を充実させていく。具体的に個人個人のペースにあった仕事（手織り、陶芸、リサイクル、園芸、営業）、身体を動かす活動（散歩、体操）自己表現をできる活動（音楽、絵画造形）集団を意識し、楽しめる活動（レクリエーション、季節の行事、グループ活動、誕生会）を行う。旅行は状況を踏まえて、日帰りグループ旅行もしくは、一泊グループ旅行を半数ずつ2年に分けて実施する。
- (3) 車両老朽化のため、キャラバン1台リースする。ノートパソコンを8台リース期間が終了するため購入する。
- (4) 建物の老朽化にともない、随時修理修繕を行う。併せて大規模改修のため国庫補助を申請する。
- (5) 専門性を高めるため、発達検査及びケースカンファレンスを行い、OT、PTへの相談もしていく。
- (6) 地域の人に事業内容や障害のある人への理解を求めるために、やよい通信の発行や缶回収古紙回収のためのチラシの配布、きょうされん国会請願署名等を実施する。また絵画等の作品展への応募や法人作品展、陶芸や手織り製品の外部向け事業所販売を実施する。

### 2. 社会就労センターこだま

- (1) 今年度から新たに多機能型事業所として、就労継続B型と生活介護ともに定員を15人としていく。
- (2) 事業形態の変更について養護学校や相談支援事業所にもアナウンスしながら新規利用者の受け入れをすすめ、契約者数15人をめざしていく。また、土曜開所日ができる限り増やし、利用者の日中の場の保障と収入増へとつなげる。
- (3) 作業内容については、就労継続B型はやまびこメンテナンス・洗車、リサイクルベッド事業、シェアサイクル事業、下請けを中心に継続していく。生活介護は手織り作業、フェルト作業、ブックオフの古着作業、古本作業、パン・クッキー作業を中心にしつつ、新たな利用者の受け入れを念頭に療育的活動も視野に入れながら作業内容を随時検討していく。
- (4) 就労継続B型は平均工賃15,000円以上をめざしていく。
- (5) 生活介護の送迎車両確保のために車両助成の申請もしくはリース契約をすすめていく。
- (6) 設備や備品の修理・交換に関して、必要に応じて計画的にすすめていく。
- (7) 計画的に発達検査及びケースカンファレンスを実施し、利用者理解を深めるとともに職員の専門性を高める。また、外部研修にも積極的に参加する。

### 3. 社会就労センターあおぞら

- (1) 新たに利用者1人と契約予定。
- (2) 体制を整え、土曜開所の実施を安定させる。
- (3) 日帰り旅行を少人数・複数回に分けることで、利用者の実態に沿った内容で実施する。
- (4) 送迎車両老朽化のため、補助金申請をして購入する。
- (5) 発達検査、ケースカンファレンスを実施し、利用者の理解を深め職員の専門性を高めるとともに、

関係機関との連携をすすめる。

#### 4. 多機能型事業所ふうね

- (1) 就労継続B型は関係機関に働きかけ、見学や実習を受け入れ契約者数を増やす。移行は利用希望者がいないため休止する。
- (2) 日帰り旅行をはじめ、季節の行事や体験活動を実施する。
- (3) 社会的な知識や就職、暮らしについて考える機会を設ける。
- (4) 生活や仕事に関する相談支援を行い、地域で安心して暮らしていけるようにする。
- (5) 相談支援事業所を連携し、引きこもり等、地域の支援に取り組む。
- (6) 就労継続B型の高齢利用者の状況に応じた活動内容や環境整備をすすめる。
- (7) 発達相談室と連携し、利用者の理解を深めて個人及び集団への支援をしていく。

#### 5. 障害者福祉サービス事業所おおぎの里

- (1) 見学や実習を受け入れ、契約についても随時検討していく。長期欠席者については、定期的な訪問を重ねながら本人のニーズを確認し、関係機関と連携して処遇を検討する。
- (2) 季節ごとの行事や日帰り旅行を計画し、実施する。
- (3) 設備や備品など、交換や修理等が必要な場合には随時検討し、すすめていく。
- (4) 地域交流として、古紙回収や事業販売のカタログ配布を継続する。また、地域のイベントには継続して参加する。
- (5) 計画的に発達検査及びケースカンファレンスを行う。また、外部研修へ参加する機会を設ける。

#### 6. 「伊香立の杜」 木輝

- (1) 個別支援計画をもとに利用者にあった事業所移行をすすめ、新規利用者についての受け入れを行うようにしていく。
- (2) 職員体制を整備し、安定した開所を行う。
- (3) 必要に応じて購入及び修繕を実施していく。
- (4) 班構成を調整のもと、日帰り旅行を実施する。
- (5) 個人及び全体にて職員研修を計画し、外部研修にも積極的に参加できるようにしていく。また、発達検査及びケースカンファレンスも年間計画のなかですすめていく。

#### 7. 伊香立の杜ケアホーム

- (1) きのことタケノコ、伊香立の杜ケアホーム、山百合ホームの運営を円滑に行えるように職員体制を整えていく。そのために、夜勤者の応募を随時行っていく。
- (2) きのことタケノコについて、混乱のないよう順次受け入れをすすめ、職員間で支援方法を共有していく。
- (3) 土・日・祝日等の時間を利用し、季節に応じたイベントや行事食（年4回程度）を伊香立の杜ショートステイと共同で取り組む。
- (4) 給湯器の購入をすすめていく。各ホーム共用部分へのカメラ設置について、利用者や家族会、職員と検討を行っていく。
- (5) 会議等の時間に職員やキーパーの学習会を実施し、利用者の支援を深めていく。また、衛生管理や感染予防についての研修と訓練を実施する。

#### 8. グループホーム

- (1) 今年度7月を目処に今宿ホームを閉所し、利用者人数とホーム数が適正になるようにする。

- (2) 地域のグループホームの課題を整理しつつ、今後のホームのあり方、方向性の検討を継続する。
- (3) 財産管理は、継続して成年後見制度や地域権利擁護事業を活用したなかで利用者預り金規程の徹底をはかる。
- (4) 利用者の高齢化がすすんでいるなか、各ケースに合せた生活の場を検討の上、引き続き介護保険サービスの利用ができるようケアマネや医療と連携していく。
- (5) ヘルプ事業所を活用し、定期的通院同行や余暇活動の充実をはかる。
- (6) 非常災害時や感染症等のBCPに沿って、緊急時対応の研修の機会をもつ。また、各ホーム年2回の避難訓練の実施と苗鹿荘の土砂災害防止法にもとづく年1回の避難訓練の実施を継続する。
- (7) 各ホームのエアコンや坂本ホームの床の修繕、事務所のパソコンの老朽化にともない、計画的に新調していく。
- (8) 地域連携推進会議の義務化にともない会議の仕方を検討し、実施に向ける。

## 9. 伊香立の杜ショートステイ

- (1) きのことタケノコの運営をケアホームと連携して、利用者の受け入れをしていく。
- (2) ショートの利用率は一日平均6人をめざす。
- (3) 個別対応の利用者（きのことタケノコの3室のうち2室）を積極的に受け入れていく。
- (4) ケース会議にできるだけ参加し、利用者状況を把握し、適切な支援を行っていく。
- (5) 伊香立の杜で開催するイベントの企画も含め、積極的に参加していく。
- (6) ショート通信の発行を年4回とし、家族・関係者に配信し、利用につなげていく。

## 10. ショートスティむくの木

- (1) 年度末で休止する。
- (2) 事業を縮小し、1人夜勤を基本とした受入利用者6人で運営していく。
- (3) 月20日程度の開所を行い、開所日は中軽度の方を中心に1日平均5人以上の利用を目標とする。
- (4) 緊急利用を含め多様な利用ニーズに対し、本人の特性や背景をふまえ、関係機関と協力して支援を行う。
- (5) 既存の建物を活用しつつ、修繕が必要な箇所の修繕を適宜進めていく。
- (6) 自治会への参加を継続し、むくの木通信地域版を発行する。

## 11. ホームヘルプセンター

- (1) 支援時間の目標を、身体介護625時間、行動援護4,100時間、同行援護30時間、重度訪問介護750時間、移動支援4,300時間、総支援時間を9,805時間とする。
- (2) 伊香立の杜を拠点とした事業展開を検討する。
- (3) 法人内部の利用ニーズを整理して、必要な支援を行う。
- (4) 平日の日中時間帯(10:00~15:00)のニーズを掘り起こし、支援につなげる。
- (5) 各関係機関が実施するケース会議等に可能な限り参加し、利用者それぞれのケースを丁寧を受けとめ本人理解に努める。

## 12. 相談支援事業所ひびき

- (1) 市の指定特定相談と委託相談を担い、広く市の障害児・者の相談窓口としての機能を果たす。
- (2) 市自立支援協議会等が主催する研修に積極的に参加し、相談技術の向上に努める。
- (3) 個別ケースを通して明らかになった課題を市自立支援協議会に挙げ、関係機関と共に地域課題として検討する。
- (4) パソコンの新調（5台）をし、入れ替える。